

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長 担当部長 局長」を「局長 危機管理監 部長」に、「技監」を「技監 局付」に、「担当室長 企画監 企業誘致担当次長 事業調整監 防災航空センター長 調整監」を「課長 健康指導監 防災航空センター長 企業誘致担当次長 調整監 事業調整監」に改め、同表会計管理局の項中「会計管理局」を「会計管理部」に、「局長 室長」を「部長 課長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「室長」を「課長」に改め、同表監査委員事務局の項中「専任主査」を「調整監」に改め、同表労働委員会事務局の項中「室長」を「課長」に改め、同表法務を担当するものをいい、「専任主査」とは、専任主査のうち、人事課に置かれるものをいい、「主任主査」及び「主査」とは、主任主査及び主査のうち、人事課、行政管理課、財政課及び秘書課に置かれるもの、総務課、分権改革課、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、県立病院課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務又は総務事務システムの企画を担当するもの並びに情報政策課に置かれ給与システムを担当するものをいい、「主任企画員」及び「企画員」とは、主任企画員及び企画員のうち、人事課及び行政管理課に置かれるものをいい、「専門員」、「主任」、「主任主事」及び「主事」とは、専門員、主任、主任主事及び主事のうち、行政管理課及び秘書課に置かれるもの並びに人事課に置かれ人事、給与、服務又は職員団体を担当するものをいう。

2 知事部局の項中「局付」とは、土木局に置かれ法務を担当するものをいい、「課長」とは、職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）附則第四項の表下欄に掲げる室長を含むものとし、「事業調整監」とは、事業調整監のうち、人事課、行政管理課、情報政策課、学事課及び土木総務課に置かれるもの並びに総務課に置かれ法務を担当するものをいい、「専任主査」とは、専任主査のうち、人事課に置かれるものをいい、「主任主査」及び「主査」とは、主任主査及び主査のうち、人事課、行政管理課、財政課及び秘書課に置かれるもの、総務課、分権改革課、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、県立病院課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務又は総務事務システムの企画を担当するもの並びに情報政策課に置かれ給与システムを担当するものをいい、「主任企画員」及び「企画員」とは、主任企画員及び企画員のうち、人事課及び行政管理課に置かれるものをいい、「専門員」、「主任」、「主任主事」及び「主事」とは、専門員、主任、主任主事及び主事のうち、行政管理課及び秘書課に置かれるもの並びに人事課に置かれ人事、給与、服務又は職員団体を担当するものをいう。

別表第一備考3中「会計管理局」を「会計管理部」に改め、同表備考4中「会計管理局」を「会計管理部」に、「出納総務室」を「会計総務課」に改め、同表備考6中「三十一」を「二十九」に改め、同表備考8を削り、9を8とし、10を9とする。

別表第二地域事務所の項中「調整監」を「調整監 企画調整監」に改め、総合技術研究所の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同表県立広島病院の項中「事務局長」を「事務局長 主任部長」に改め、同表県立安芸津病院の項、県立神石三和病院の項及び県立瀬戸田

病院の項中「部長」を「主任部長」に改め、同表障害者職業能力開発校の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表備考1中「県立広島病院の項中」の下に「「部長」とは、部長のうち、薬剤科及び看護部に置かれるものをいい、」を加え、同表備考2中「「管理主事」とは、」を「「主任管理主事」及び「管理主事」とは、主任管理主事及び」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。